

環水土発第050629005号  
平成17年6月29日

都道府県知事

政令市市長

殿

環境省環境管理局水環境部長

「ダイオキシン類対策特別措置法における土壌の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」の一部改正について

三位一体補助金改革に伴う環境監視に係る国の補助制度の廃止等の状況を受け、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づき、「ダイオキシン類対策特別措置法における土壌の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」(平成12年6月16日付け環水土第137号。環境庁水質保全局長通知。以下「処理基準」という。)の一部を、別紙のとおり改正することとしたので通知する。

各地方公共団体におかれては、改正後の処理基準に基づき、環境監視の地点、頻度等に関して、引き続き適正な監視水準が確保されるよう留意ありたい。

追記：三位一体改革に伴う今後の土壌環境モニタリングのあり方について、平成17年6月24日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会において議論いただいたところ、土壌のダイオキシン類による汚染状況の監視については、概ね従来の処理基準通りに、都道府県等が法定受託事務として常時監視すればよいとされた。ただし、従来の処理基準のうち、誤解が生じていると考えられる部分があるので、その部分については、別紙のとおり記述を正すこととされた。

(別紙)

1.(2) 1) ア及びイ並びに3.(3)を次のように改める。

## 1. 総論

### (2) 常時監視に係る調査測定を行う地点

#### 1) 地域概況調査

##### ア 一般環境把握調査

数年程度で都道府県の区域内の全市町村(法第41条に掲げる政令で定める市(以下「政令市」という。))にあっては主要な地域)において調査が実施されるよう年次計画を立て、調査地点を選定するものとする。また、人口や土地利用の状況等を勘案して、多数の人の健康に影響を及ぼす可能性がある地域及び汚染の可能性が高い地域を優先的に選定するものとする。なお、上記の年次計画において定めた調査が終了した場合には、新たに上記と同様の年次計画を立て、調査地点を選定するものとする。

##### イ 発生源周辺状況把握調査

数年程度で都道府県又は政令市の区域内の主要な発生源が選定されるよう年次計画を立て、周辺の一般環境における土壌中のダイオキシン類濃度の概況が把握できるよう調査地点を選定するものとする。なお、上記の年次計画において定めた調査が終了した場合には、新たに上記と同様の年次計画を立て、調査地点を選定するものとする。

## 3. 常時監視の結果の報告

### (3) 報告方法

年間の常時監視の結果については、各年度ごとにまとめ、別途環境省環境管理局水環境部土壌環境課長より通知する報告要領により翌年度の5月31日までに報告するものとする。

なお、環境基準値を超過する値が検出された場合は、年間の報告とは別に、速やかに次の1)の事項を報告した後、2)の事項を適宜報告するものとする。

#### 1)

ア 測定値及び土壌試料採取年月日

イ 測定地点名

ウ 測定地点及びその周辺における土地利用等の状況(地図を添付する)

エ 講じた緊急措置の内容

#### 2)

ア 範囲確定調査の結果

イ その後講じた施策、行政指導等の内容及びその結果